

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性社員を増やし、女性が責任ある立場で安心して長期的に活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和2年7月1日～令和7年6月30日までの5年間

### 2. 内容

- ① 仕事と子育てを両立するため、社員の有給休暇取得率増加をさらに推進する。
- ② 女性社員の採用を増やし、女性がさらに安心して活躍できる環境を整備する。

### 3. 目標および対策

- ① 令和2年7月時点から比較して、全社員の平均有給取得日数を1日増やす。

令和2年7月～ 社内の現状把握、対応策の検討開始

令和3年7月～ 社内に対する積極的な有給取得の呼びかけ・啓蒙、  
および有給取得日数を増やす施策の実施

- ② 令和2年7月時点から比較して、女性社員の採用人数を10%増やす。

令和2年7月～ 社内の現状把握、対応策の検討開始

令和3年7月～ 社内で活躍する女性社員をクローズアップするなど、  
女性にも訴求する採用活動の実施